

倉敷市立 児島小学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

・本校のいじめの認知件数は年間3～6件で推移している。特定の学年や時期に傾向は見られないが、原因は、人間関係のトラブルの延長で起きることが共通している。また、通信機能の付いているゲーム機の所持率や、携帯電話やスマートフォンの所持率も非常に高く、80%を超えている学年もある。ネットいじめだけでなく、ネットトラブルに巻き込まれる危険性が年々低年齢化している現状がある。いじめアンケートや教育相談からいじめの早期発見に努めているが、未然防止ができていない課題もある。保護者への啓発と連携を密にすること、そして、適切な対応のため、教職員研修も取り組んでいくことが必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

学校をあげた横断的な取組の継続と、いじめ防止等の対策を行う。いじめ対策委員会には、校長・教頭・教務・生徒指導主事・生徒指導部・該当児童の担任を中心に、教育相談担当・養護教諭も参加し、それぞれの立場からいじめ問題の解決のための取組について協議する。

〈重点となる取組〉

- ・すべての児童が授業に参加し、活躍できる授業づくり。自己有用感や自己肯定感、充実感が得られる学校・学級・授業づくり。
- ・全校で人権について考え取り組む「人権週間(なかよし週間)」。
- ・一人ひとりの子どもたちと直接話すことで課題をつかむ「教育相談」の充実。
- ・児童への「情報モラル」教育と、保護者・教職員を対象にした情報モラルに関する参観授業・研修会の開催。
- ・児童への感染症に関する正しい知識の指導と、保護者・教職員への感染症に関する正確な情報提供。
- ・対応の仕方や児童の情報について全教職員が共通理解し、組織的かつ迅速に対応できる体制づくり。

保護者・地域との連携

〈連携の内容〉

- ・学校の基本方針をPTA総会での説明や、HPへの記載、学校・学年便り等を通じて、学校におけるいじめ問題への取組について保護者や地域への理解を得ると共に、PTA研修会等を活用して意見交換や協議の場を設け、取組の改善に生かす。
- ・学校運営協議会を通じて情報共有を行うとともに、今後の方針について意見を頂く。
- ・インターネットやスマートフォンを通してのいじめ問題や正しい使い方について啓発のための研修会を実施する。
- ・人権教育講演会や人権に関する授業参観などの場を通して、スマートフォンやSNSの利用の仕方について啓発する。
- ・学校便りやPTA会報に、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の相談窓口を紹介し、活用を促す。

学 校

いじめ対策委員会

〈いじめ対策委員会の役割〉

基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応

〈いじめ対策委員会の開催時期〉

年10回(緊急を要する場合には臨時のいじめ対策委員会を行う)

〈いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達〉

直後の職員会議、緊急の場合は終礼等で伝達

〈いじめ対策委員会の構成メンバー〉

・校外 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

・校内 校長・教頭・教務・生徒指導主事

生徒指導部・養護教諭・学年主任・担任

全 教 職 員

関係機関等との連携

〈連携機関名〉

・岡山県教育委員会 倉敷市教育委員会

〈連携の内容〉

- ・ネットパトロールによる連携
- ・いじめ問題に関する相談(学校側の窓口)
- ・教頭、生徒指導主事

〈連携機関名〉

・児島警察署 学校警察連絡室
通級指導教室 適応指導教室
児童相談所 子ども相談センター
市福祉課 青少年を育てる会
主任児童委員 医療機関 法務局

〈連携の内容〉

- ・定期的な情報交換
- ・非行防止教室の実施(学校側の窓口)
- ・教頭、生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止

- ・児童のよさや強みに視点を置き、それを児童に返すポジティブな行動支援に基づく指導によって、いじめの未然防止に努め、すべての児童が自己有用感、自己肯定感をもつことができる学校・学級・授業づくり。
- ・基本的生活習慣の向上や規律の保持(家庭学習強化週間)。
- ・「人権週間(なかよし週間)」の内容の充実。
- ・児童への「情報モラル教育」「ハートフル人権学習」の実施と、保護者・教職員対象の情報モラルや人権などに関する「研修会」の開催。
- ・児童への「感染症予防」、「感染症による差別や偏見」等に関して人権を尊重する指導と、保護者・教職員への感染症に関する正確な情報提供。

② 早期発見

- ・児童のささいな変化に気付き、気付いた情報を共有する。気になる変化や行為について5W1Hでメモを取るようにする。学年会の充実、担任以外の教師(養護教諭・専科など)との情報の共有。
- ・一人ひとりの子どもたちと直接話すことで課題をつかむ「教育相談」の充実。
- ・教育相談を年2回実施する。いじめに関するアンケートを毎月行う。児童から気軽に相談することのできる人間関係を築き、必要に応じて個人面談を行う。
- ・生徒指導上の情報をいつでも情報共有できる体制をつくる。

③ いじめへの対処

- ・生じた事案に対しては、被害を受けた児童への速やかな支援を最優先としながら、関係する保護者、加害児童、いじめに間接的に関与した要因の分析と解決に向けた働きかけを行う。
- ・担任だけでなく、いじめ対策委員会が組織としても対処し、再発防止に努めると共に、学級・学年の問題として、いじめを許さない集団づくりへとつなげていく。
- ・重大な事案については、学校長の判断、指示のもと、全職員で誠実かつ迅速に対応する。
- ・いじめ問題はもちろん、児童間トラブルについても今後同じことが起こらないように対応を記録データとして残す。

【様式2】

倉敷市立 児島小学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

令和7年度

	会議、委員会 等	学 校 が 実 施 す る 取 組		
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4月	職員会議 基本方針と指導計画の 確認	前学年からの引き継ぎ 本校の基本方針を職員で共有 情報モラル教育	いじめ実態把握アンケート	発生事案への対処(随時)
5月	生徒指導部会① いじめ対策委員会 職員会議	感染症に関する指導・研修 情報モラル教育	いじめ実態把握アンケート	
6月	生徒指導部会② いじめ対策委員会 職員会議	第1回なかよし週間 PTA人権教育講演会(非認知能力 の育成) 情報モラル教育	教育相談週間 いじめ実態把握アンケート 担任による教育相談 こころの健康観察	教育相談の結果の検証 必要に応じて対処
7月	生徒指導部会③ いじめ対策委員会 職員会議	SNSアプリ等を用いたネットいじめ に関する研修(高学年) 情報モラル教育	個人懇談 必要に応じて教育相談 いじめ実態把握アンケート こころの健康観察	
8月	職員研修 ネットいじめ 職員会議	情報モラル教育	新学期へ向けてのアンケート こころの健康観察	
9月	生徒指導部会④ いじめ対策委員会 職員会議	第2回なかよし週間 ハートフル人権学習 情報モラル教育	いじめ実態把握アンケート こころの健康観察	
10月	生徒指導部会⑤ いじめ対策委員会 職員会議	情報モラル教育	教育相談週間 いじめ実態把握アンケート 担任による教育相談 こころの健康観察	教育相談の結果の検証 必要に応じて対処
11月	生徒指導部会⑥ いじめ対策委員会 職員会議	情報モラル教育	いじめ実態把握アンケート こころの健康観察	
12月	生徒指導部会⑦ いじめ対策委員会 職員会議	情報モラル教育	個人懇談 必要に応じて教育相談 いじめ実態把握アンケート こころの健康観察	
1月	生徒指導部会⑧ いじめ対策委員会 職員会議	情報モラル教育	新学期へ向けてのアンケート 必要に応じて教育相談 こころの健康観察	
2月	学校運営協議会 学校評価アンケートからの 検証 生徒指導部会⑨ いじめ対策委員会 職員会議	情報モラル教育	いじめ実態把握アンケート 必要に応じて教育相談 こころの健康観察	教育相談の結果の検証 必要に応じて対処
3月	生徒指導部会⑩ いじめ対策委員会 職員会議	次学年への引き継ぎ事項のまとめ 情報モラル教育	いじめ実態把握アンケート こころの健康観察	

※いじめ対策委員会については、月例のものに加え、必要に応じて臨時に開くものとする。

年間を通して行う取組

- ポジティブな行動支援に基づく指導によって、すべての児童が自己有用感、自己肯定感をもつことができる学校・学級・授業づくり。
- 未然防止・早期発見ができるよう全職員が積極的に児童とかわり、きめ細かく声かけを行うように努める。
- 児童の気になる変化があった場合、教職員間でいつでも情報共有できる体制をつくる。